

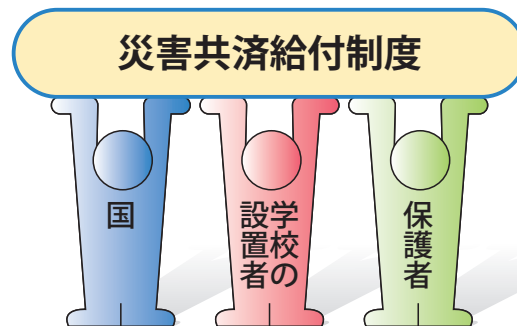
Ⅲ 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度

(1) 制度の性格

災害共済給付制度とは、センターと学校の設置者との契約（災害共済給付契約）により、学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者（同意確認後）の三者で負担する互助共済制度です。

現在、全国の学校（保育所）で児童生徒等総数の約97%にあたる1,757万人（平成20年度）が加入しています。

◆国・学校の設置者・保護者の三者による互助共済制度



(2) 災害共済給付契約

◆対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校（盲学校、聾学校及び養護学校をいいます。）の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校（全日制、定時制及び通信制） 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。
保育所	児童福祉法第39条に規定する保育所

※国立、公立、私立の別を問いません。

(3) 共済掛金の額

児童生徒等1人当たりの共済掛金の年額は、次のとおりです。

（平成22年度現在）

学校種別	一般児童生徒	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920(460)円	40(20)円
高等学校全日制	1,840(920)円	
高等学校定時制	980(490)円	
高等学校通信制	280(140)円	
高等専門学校	1,880(940)円	
幼稚園	270(135)円	
保育所	350(175)円	40(20)円

※注意1 ()内は、沖縄県における共済掛金の額です。

※注意2 共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※注意3 学校の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に、児童生徒等1人当たり25円（高等学校の通信制は2円）を加えた額が共済掛金の額になります。

※注意4 要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校及び保育所の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

(4) 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

(平成22年4月1日現在)

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ●学校給食等による中毒 ●ガス等による中毒 ●熱中症 ●溺水 ●異物の嚥下又は迷入による疾患 ●漆等による皮膚炎 ●外部衝撃等による疾病 ●負傷による疾病	●入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金3,770万円～82万円 （通学中の災害の場合1,885万円～41万円）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 2,800万円（通学中の災害の場合1,400万円）
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	死亡見舞金 2,800万円（通学中の災害の場合1,400万円）
	学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 1,400万円（通学中の災害の場合も同様）

上表のほか、災害共済給付の附帯業務として、次の事業を行っています。

- ▶ 供花料の支給…学校の管理下における死亡で、損害賠償を受けたこと等により死亡見舞金が支給されないものに対し、供花料として17万円を支給します。
- ▶ 通院費の支給…へき地にある学校（義務教育諸学校）の管理下における児童生徒の災害に対し、通院日数に応じ、1日当たり定額1,000円の通院費を支給します。

学校の管理下の範囲について

災害共済給付の対象となる学校の管理下の範囲は、以下のような場合です。

- 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所における保育中を含みます。）
例えば→ ・各教科（科目）、道徳、自立活動、総合的な学習の時間、幼稚園における保育中
 ・特別活動中（学級活動、ホームルーム、児童・生徒会活動、クラブ活動、儀式、学芸会、運動会、遠足、修学旅行、大掃除など）
- 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
例えば→ ・部活動、林間学校、臨海学校、夏休み中の水泳指導、生徒指導、進路指導等
- 休憩時間中に学校にある場合、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
例えば→ ・始業前、業間休み、昼休み、放課後
- 通常の経路及び方法により通学する場合（保育所の登園・降園を含みます。）
例えば→ ・登校（登園）中、下校（降園）中
- その他、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合
例えば→ ・学校の寄宿舎にあるとき
 ・学校外で授業等が行われるとき、その場所、集合・解散場所と住居・寄宿舎との間の合理的な経路、方法による往復中
 ・高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、学校教育法の規定により技能教育のための施設で教育を受けているとき

(5) 免責の特約

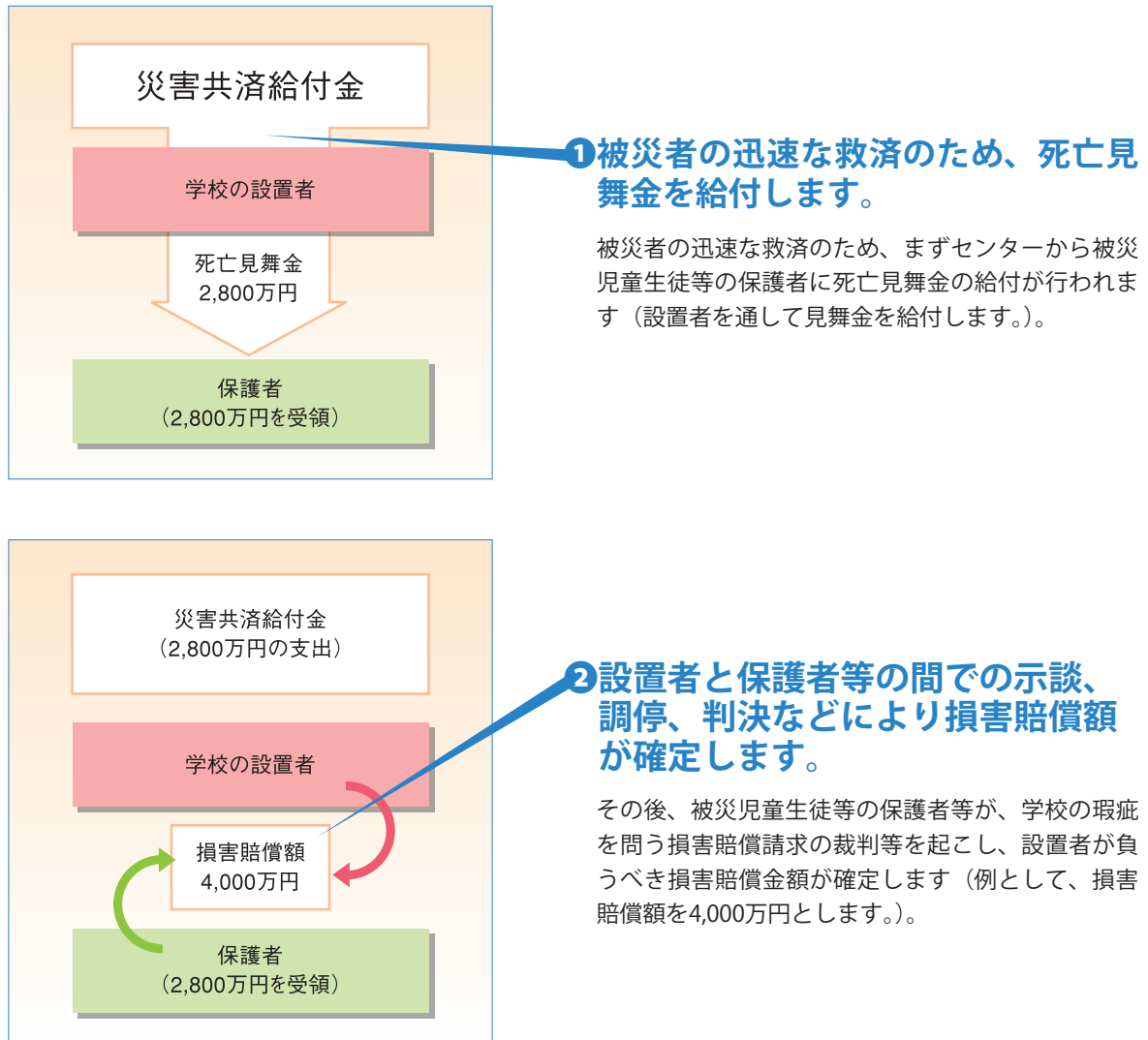
災害共済給付は学校の管理下で児童生徒等の災害が発生した場合に行われますが、その中には被災児童生徒等以外の第三者の過失責任等による災害もあります。この場合、法律上の規定では、第三者に対してセンターが給付した分の支払いを求めることとなりますが、この第三者には学校等の設置者（以下「設置者」という。）も含まれます。

このため、設置者の過失責任等が問われる災害の場合は、まずセンターから被災児童生徒等の保護者（以下「当事者」という。）に給付が行われ、その後、センターはその給付金分の支払を設置者に求めることとなりますので、設置者に財政負担が生じます。「免責の特約」はこのことに備えるため、あらかじめ設置者相互の掛金負担により財源を確保し、負担の分散を図るための仕組みとして設けられているもので、設置者が過失責任等を問われ賠償に応じる場合には、センターは設置者に給付金分の支払を求めるのではなく、この確保した財源から給付金分を補填することとなります。同時に、設置者にとってはセンターが支払った給付金は自らが支払った損害賠償金とみなされ、その部分の支払が免責されることとなります。

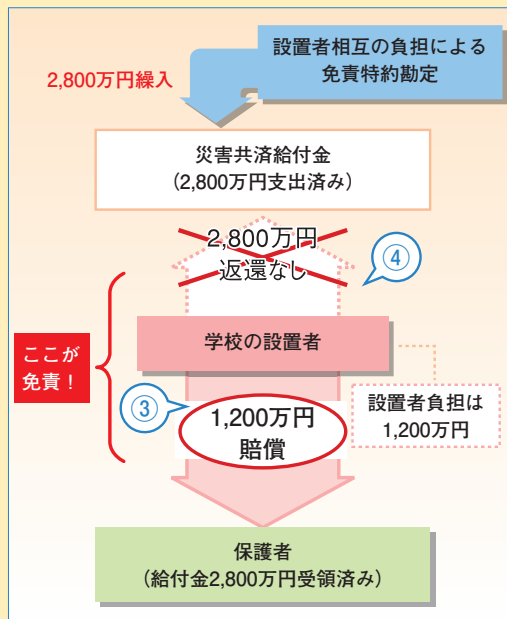
この仕組みは、災害共済給付契約の目的である「災害共済給付を行うことによって学校教育の円滑な実施に資する」という制度そのものの円滑な運用にも役立っています。

◆設置者の過失責任等が問われる災害の場合

ここでは、被災者が亡くなり、設置者の過失責任が問われた場合を想定します。



【免責の特約がある場合】



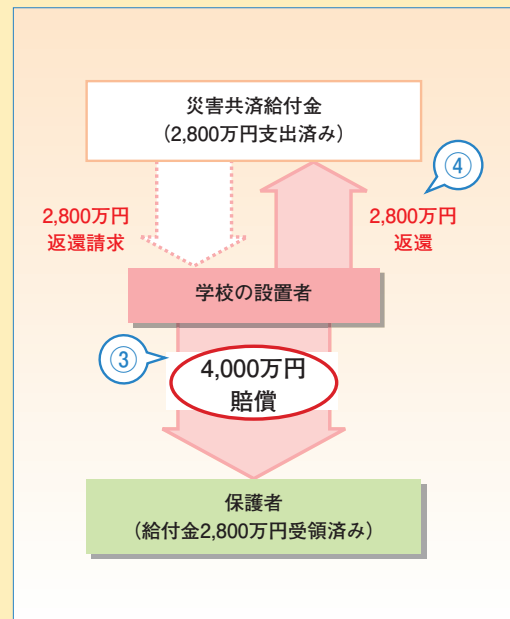
③ 損害賠償額の決定後、設置者は、既にセンターから支給された死亡見舞金と損害賠償額との差額を保護者に支払います。

損害賠償金の支払で突発的に生じる財政負担を軽減するために、先にセンターから給付された見舞金（ここでは2,800万円）が損害賠償額の一部に充当され、設置者は、その差額（ここでは1,200万円）を保護者に支払います。

④ 既にセンターから支給された死亡見舞金の額は、免責の特約によって、支払を免除されます。

死亡見舞金（ここでは2,800万円）は設置者の負うべき損害賠償額（ここでは4,000万円）に充当され、その分の賠償は免責されます。センターへの返還はありません。2,800万円については、免責の特約の掛金（設置者負担）からなる免責特約勘定から補填されます。

【免責の特約がない場合】



③ 損害賠償額の確定後、設置者は確定した金額を保護者に支払います。

先にセンターから給付された死亡見舞金（ここでは2,800万円）は、設置者が負うべき損害賠償額には充当されず、確定した損害賠償金（ここでは4,000万円）を保護者に支払うこととなります。

④ 既にセンターから支給された死亡見舞金の額は、損害賠償の責を負うべき設置者がセンターへ返還します。

センターは、死亡見舞金（ここでは2,800万円）の返還を設置者に求めます。

実際に損害賠償の請求がなされる場合、示談、調停や判決など、さまざまな解決方法がありますが、免責の特約を活用するためには、先に災害共済給付を受ける必要があります（先に給付していないと、「免責」の事由が発生しえないからです）。また、学校の設置者は、当事者と取り交わす示談書、調停文や判決文等に、給付された災害共済給付金の金額の控除について必ず触れてもらうことを確認する必要があります。

実際の手続きについて、詳しい内容をお知りになりたい場合や、既にこのような災害が起きている場合は、センター各支所へ直接、御連絡・御相談ください。

参考文献一覧

幼稚園教育要領	文部科学省	平成20年3月
小学校学習指導要領	文部科学省	平成20年3月
中学校学習指導要領	文部科学省	平成20年3月
高等学校学習指導要領	文部科学省	平成21年3月
特別支援学校教育要領・学習指導要領	文部科学省	平成21年3月
安全教育参考資料文部科学省著作 『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育	文部科学省	平成22年3月
児童生徒健康診断マニュアル（改訂版）	財団法人日本学校保健会	平成18年3月
健康相談活動のすすめ方	財団法人日本学校保健会	平成13年3月
学校心臓検診の実際	財団法人日本学校保健会	平成20年2月
心臓手帳	財団法人日本学校保健会	平成14年3月
保健主事の手引（三訂版）	財団法人日本学校保健会	平成16年2月
心疾患児 新・学校生活管理指導のしおり （学校・学校医用）	財団法人日本学校保健会 （心臓・腎臓等管理指導小委員会）	平成14年3月
AHA 心肺蘇生と救急心血管治療のための 国際ガイドライン2010	日本蘇生協議会（JRC）	平成21年10月
心臓病学	医学書院	平成7年8月
不整脈の診かたと治療	医学書院	平成9年4月
臨床スポーツ医学 2008年vol25臨時増刊号別刷 （心臓震盪）	文光堂	平成20年11月
失神し、心肺停止で搬送された Brugada症候群の1例 第104巻 第8号別刷	日本小児科学会誌	平成12年
学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止留意点	独立行政法人日本スポーツ振興センター	平成11～21年
熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー	独立行政法人日本スポーツ振興センター （21年度までデータと差替え済）	平成15年6月

学校における突然死予防必携（改訂版）

平成15年12月15日 初版 1 刷 発行
平成16年 3 月 1 日 初版第 2 刷 発行
平成23年 2 月15日 第 2 版 1 刷 発行

発行者 独立行政法人日本スポーツ振興センター

〒160-0013

東京都新宿区霞ヶ丘町10番1号

学校安全部 安全情報課

TEL：03-5410-9154

FAX：03-5410-9167

<http://www.naash.go.jp/anzen/>

印刷 株式会社アイネット



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。